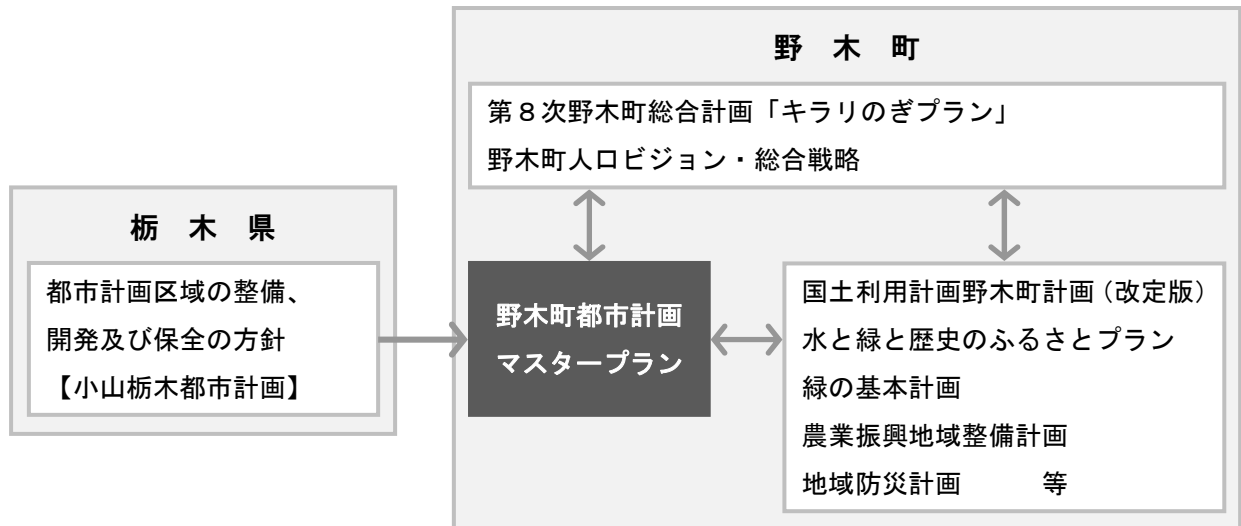


本プランの上位・関連計画には、県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（小山栃木都市計画）」や、野木町の「第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」」、「野木町人口ビジョン・総合戦略」などがあり、次のように整理されます。

■ 都市計画マスタープランの上位・関連計画



■ 都市計画マスタープランの上位・関連計画の概要

		計画の概要
第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」	策定年と目標年	<ul style="list-style-type: none"> ○策定年：平成28年3月 ○目標年：平成37年（基本構想10年間／基本計画前期・後期各5年間）
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○第8次野木町総合計画を「キラリのぎプラン」として策定。自律的で持続的な町政運営を実現するための経営指針として、目指すべき将来像とその実現に向けた取り組みを示している。
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○町民と行政が共有すべき、まちづくりの基本的な考え方である、「やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち」を推進し、「人間性の尊重」「自然との共生」「多様な主体による協働」「地域力の育成」「自主自律の精神」をまちづくりの理念として掲げ、この理念に基づき策定している。 ○町の将来像は、「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」。 ○将来人口フレームの平成37年度（2025年度）の目標人口は、25,000人と設定している。 ○土地利用の基本方針を「1 地域の緑地資源を活用したまちづくり」、「2 都市の活力向上に資するまちづくり」として定めている。 ○また、地域別の土地利用方針として「①市街地ゾーン」「②田園ゾーン」「③水辺・親水ゾーン」の他、「④土地利用検討ゾーン」として「住宅系土地利用」「工業系土地利用」「集落系土地利用」「沿道系土地利用」を位置づけている。

		計画の概要
野木町人口ビジョン・総合戦略	策定年と目標年	○策定年：平成27年10月 ○目標年： ・人口ビジョン(2045年までの展望を提示) ・総合戦略(2015～2019年度(5か年))
	目的	○人口ビジョン 「まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日法律第136号)」が制定されたことを受け、野木町の人口の現状を分析するとともに、今後目指すべき将来人口を示すものとして策定。 ○総合戦略 国及び栃木県が策定する総合戦略及び長期(人口)ビジョンを勘案し、人口減少と地域経済縮小を克服し、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立するために策定。
	概要	○人口ビジョン 対象期間を30年後の平成57年(2045年)とし、町の将来展望人口を5年ごとに示している。また、平成57年の将来展望人口を24,000人として定めている。 ○総合戦略 「野木町総合戦略」の構成は、「①基本目標」、「②基本的方向」、「③取組内容と重要業績評価指標(KPI)」として定めている。 「①基本目標」については、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の4点の基本目標に準じた基本目標を以下のとおり設定。[1. 安定した雇用を創出するための環境づくり、2. 人を呼び込むための魅力づくり、3. 結婚・出産・子育てしやすい環境づくり、4. 時代にあった地域づくり]
野木町計画(改定版) 国土利用計画	策定年と目標年	○策定年：平成28年3月 ○目標年：平成32年(計画目標年次) / 平成22年(基準年次)
	目的	○土地利用を長期的展望に立ち、公共福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域における自然、社会、経済、文化の特性を配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と地域の持続可能な発展を図ること。
	概要	○第8次野木町総合計画の町の将来像である「水と緑と人の和で潤いのあるまち」の実現を目標に、より良い状態で町土を次世代に引き継ぐ『持続可能な町土管理』を行うことを基本理念としている。 ○将来人口(平成32年)は、25,100人と設定している。 ○土地利用の区分 (1)市街地ゾーン、(2)田園ゾーン、(3)水辺・親水ゾーン、(4)土地利用検討ゾーン(①住宅系土地利用、②工業系土地利用、③集落系土地利用、④沿道型土地利用)
ふるさとと歴史の水と緑と歴史のふるさとプラン	策定年と目標年	○策定年：平成27年3月 ○目標年：平成34年
	目的	○野木町において、渡良瀬遊水地及びその周辺の町内にある水と緑と歴史にちなんだ地域資源を保全・活用し、交流促進及び地域振興を図るためのまちづくりの基本構想となるもの。
	概要	○“ふるさと”という視点で地域を見直し、広めていくことで、「水のふるさと」「緑のふるさと」「歴史のふるさと」のまちづくりを進める。野木町にある水と緑と歴史の地域資源を活用して、学習や観光の拠点づくりを図り、“ふるさと”をみがくことで、町民にとって“いつまでも住み続けたいふるさと野木町”、来訪者にとって“何度も訪れたいふるさと野木町”の実現を目指すためのプランとしている。 ※“ふるさと”とは、水と緑と歴史をキーワードとして発展させたもので、思川沿いの豊かな自然や遊水地内の多くの生物を育む“ふるさと”であり、また野木町煉瓦窯がかつて煉瓦製造の拠点としての“ふるさと”であったことに由来します。

		計画の概要
緑の基本計画	策定年と目標年	○策定年:平成15年3月 ○目標年:平成34年(20年間)
	目的	○緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしている。
	概要	○現存する緑地を核に、緑地の配置計画を位置づけている。 ○実現化方策では、「まもる施策」「つくる施策」「いかす施策」「はぐくむ施策」でそれぞれ緑の手法を検討している。特に、平地林の活用手法を具体的に策定している。
地域整備計画 農業振興	策定年と目標年	○昭和47年度作成 ※平成26年度見直し(5年を目安に見直し)
	目的	○農用地を対象に、都市近郊農業としての農業経営の安定化を図るものとしている。農用地等の他用途への転用は、集団的な優良農地以外の生産力の低い農用地を充てることを主眼として土地利用を図ることとしている。
	概要	○農用地は、941haと設定している。 ○土地利用の方向として、西部地域は稲作を基幹とした収益性の高い複合経営を促進し、東北部と南部地域は野菜団地や果樹の生産団地化を誘導し、集約的な農業経営を推進することとしている。
地域防災計画	策定年と目標年	○策定年:平成29年3月
	目的	○災害時の防災関係機関等が処理すべき事務を総合的に計画し、町民の生命、財産を災害から保護すること。
	概要	○計画は風水害等対策編、震災対策編、資料編から構成され、防災関係機関等の責務が明らかにされている。 ○町には、災害時に直接的に対処する責任を負う地方公共団体としての役割が位置づけられている。 ○住民は自ら災害に備えるために、自発的に防災活動に参加して地域の防災に役立たせることとしている。

【小山栃木都市計画】 保全の方針	策定年と目標年	○策定年:平成28年3月 ○目標年:平成32年
	目的	○人口減少・超高齢社会においても、快適・便利で暮らしやすい、また、環境にもやさしく都市経営コストの面からも持続可能な多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指すため策定された。
	概要	○都市計画法第6条の2に基づき都市計画区域ごとに、都市の将来像や都市計画の基本的な方針を、広域の見地から都道府県が定めたもの。 ○マスタープランの見直しの主な内容を以下のように定めている。 1. とちぎのエコ・コンパクトシティの実現 (1)拠点地区の設定 / (2)拠点地区間のネットワーク化 2. 都市防災に関する方針を新たに追加

自立圏共生ビジョン 小山地区定住	構成市町	栃木県小山市(中心市)・下野市・野木町・茨城県結城市
	策定年と目標年	○策定年:平成28年10月 ○目標年:平成32年(5年間)
	目的	○圏域全体で人口定住のために必要な都市機能と生活機能を確保しつつ、圏域全体の定住促進と地域活性化を図ることで、住民が幸せを実感し、住みたい・住み続けたいと思える魅力ある定住自立圏を形成すること。
	概要	○人口定住のために必要な生活機能を確保するため、定住自立圏形成協定に基づき、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」に関して、中心市と構成市町が相互に具体的な取組を推進する。